

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県児童相談所設置条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十一号）（こども安全課）

一 趣旨

児童相談所の所管人口の平準化を図り、もって児童虐待に一層迅速かつきめ細かに対応するため、新たに埼玉県朝霞児童相談所を設置し、並びに埼玉県川越児童相談所及び埼玉県所沢児童相談所の所管区域を変更するための改正

二 内容

(一) 児童相談所の新設

朝霞市に埼玉県朝霞児童相談所を設置し、所管区域を朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市及び三芳町とする。

(二) 所管区域の変更

日高市を埼玉県川越児童相談所の所管区域から埼玉県所沢児童相談所の所管区域に変更する。

三 施行期日

平成七年四月一日